

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和6年2月14日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

- (1) 業務名
カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業企画運営業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島県内
- (5) 事業予算額
金 74,894 千円

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本県調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 法人格を有する団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) グループで応募する場合は、全ての構成者が、上記(1)～(7)の要件を満たしていること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局イノベーション推進チーム（ものづくり支援グループ）（広島県庁東館2階）

電話（082）513-3362（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和6年2月14日（水）から令和6年2月29日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和6年2月29日（木） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

カ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和6年3月7日（木）までに申請書に記載の連絡先へ電子メールにより通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和6年4月3日（水） 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、広島県商工労働局産業振興施策公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業企画運營業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和6年4月9日（火）までに、全ての提案書提出者に対し、電子メールにより通知する。

5 その他

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。

この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上契約を締結する場合がある。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

免除

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 公募型プロポーザルの延期及び中止

本件公募型プロポーザルに係る歳入歳出予算が見積書の提出期限までに議決されなかった場合又は減額若しくは削減があった場合は、本件公募型プロポーザルを延期又は中止する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 県の競争入札参加資格の認定

契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(8) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県商工労働局イノベーション推進チーム（ものづくり支援グループ）（広島県庁東館 2 階）

電話（082）513 - 3362(ダイヤルイン)

電子メール syo-innovmono@pref.hiroshima.lg.jp

※電子メールで問い合わせる場合は、件名の先頭に「【ものづくりプロポーザル】」と付すこと。また、電子メール送信後は、電話にてその旨を連絡すること。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Manufacturing Industry Support Project for Achieving Carbon Neutrality (Consulting Service)

(2) Fulfillment period: From the day of the conclusion of the contract to 31 March 2025

(3) Fulfillment place: Indicated in the specifications documentation

(4) Time-limit for submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 pm 29 February 2024

(5) Time-limit for proposal submission : 5:00 pm 3 April 2024

(6) The language used for application, inquiry and proposal shall be Japanese.

(7) Contact point for the notice: Innovation Promotion Team, Commerce, Industry and Labor Bureau, Hiroshima Prefectural Government

10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City, 730-8511 Japan

TEL 082-513-3362 (direct dialing)